

(登録要領)

そらち・いしかりクリーン・パートナー登録要領

(趣旨)

第1条 この登録要領は、空知地域廃棄物不法処理戦略会議及び石狩地域廃棄物不法処理対策戦略会議が取り組む不法投棄の防止等に向けた地域の環境保全行動の取組における、「そらち・いしかりクリーン・パートナー」の登録に関し、必要な事項を定める。

(登録要件)

第2条 「そらち・いしかりの豊かな自然環境を守ろう宣言」の趣旨に賛同し地域の環境保全行動に取り組む民間企業、自治会、町内会、各種組合、学校、ボランティア団体などの団体とする。

(申込み方法)

第3条 「そらち・いしかりクリーン・パートナー」の登録を受ける団体等は、2で定める登録申込書に必要な事項を記入の上、空知総合振興局又は石狩振興局へ、郵送、FAX、電子メールで送付し、申し込むものとする。

なお、登録を受ける団体等が、空知地域に所在地がある場合には空知総合振興局で、石狩地域に所在地がある場合には石狩振興局で、登録するものとする。

2 登録申込書は、様式1のとおりとする。

3 申込み先は、次のとおりとする。

【空知総合振興局へ申し込む場合】

郵送先 〒068-8558

岩見沢市8条西5丁目

北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課地域環境係

電話 0126-20-0047

FAX 0126-22-3621

E-mail : sorachi.kankyo2 @ pref.hokkaido.lg.jp

【石狩振興局へ申し込む場合】

郵送先 〒060-8558

札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館

北海道石狩振興局保健環境部環境生活課地域環境係

電話 011-204-5823

FAX 011-232-1156

E-mail : ishikari.kankyo2 @ pref.hokkaido.lg.jp

(登録通知)

第4条 登録した団体等には、登録を行った空知地域又は石狩地域の廃棄物不法処理対策戦略会議事務局から、通知するものとする。

(ホームページへの掲載事項)

第5条 「そらち・いしかりクリーン・パートナー」に登録した企業・団体に係る次の事項については、空知総合振興局及び石狩振興局の環境生活課のホームページに掲載する。

- (1) 企業・団体の名称
- (2) 企業・団体の所在地
- (3) スローガン
- (4) 環境保全行動の内容

(その他)

第6条 この要領の定めのないことについては、空知地域廃棄物不法処理対策戦略会議事務局と石狩地域廃棄物不法処理対策戦略会議事務局が協議し決定するものとする。

附則 この要領は、平成23年6月1日から施行する。